

令和 5 年 12 月 25 日

お客様各位

横浜市役所アトリウム

横浜市役所アトリウム使用料の改定について

横浜市役所アトリウムでは、一般利用（市の後援等による使用）について、使用料を徴収しております。本使用料は、横浜市庁舎管理規則上、「おおむね3年に1回」見直しを行うことが定められており、今回、周辺の公示地価格等が上昇していることを踏まえ、次のとおり使用料を一部改定致します。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1 改定内容

使用料（日額）

名 称		改定後	現在	差額
アトリウム		97,600 円	89,900 円	7,700 円
展示 スペース	A	9,300 円	8,500 円	800 円
	B	2,000 円	1,800 円	200 円
付属施設	市民協働推進センター (スペース)	28,400 円	26,100 円	2,300 円
	多目的スペース	17,400 円	16,100 円	1,300 円
	アトリウム控室	4,400 円	4,000 円	400 円
外 構	北プラザ	今回は変更 ありません	57,000 円	-
	南プラザ		18,000 円	-
	水辺プラザ		21,800 円	-
	水辺テラス		28,400 円	-
上記以外	建物内	179 円×使用面積	165 円×使用面積	14 円× 使用面積
	建物外	今回は変更 ありません	132 円×使用面積	

2 改定後使用料の適用日

令和 6 年 4 月 1 日

横浜市役所アトリウム運営事務室

TEL : 045-671-3867

E-mail : info@atrium.city.yokohama.lg.jp